ねぎっちょ着ぐるみ借受の手引き

経済環境課

（１）貸出物品

着ぐるみ

（２）貸出機関（管理者）

貸出機関（管理者）	住所・連絡先
総合政策部経済環境課 （経済環境課長）	岐南町役場（〒501-6197　岐阜県羽島郡岐南町八剣 7-107） TEL 058-247-1370　FAX 058-240-4568　E-MAIL keizai@town.ginan.lg.jp

（３）借受が可能な行事等

①行政機関、学校、保育園、公益法人、社会福祉法人、NPO など公益目的の団体等が行う行事等の他、営利法人や個人が行う公益目的の行事等。

②町が主催、共催又は後援する、町内で生産、製造又は加工（全部又は一部）された商品の販路拡大を含む公益を目的とした行事等。

（４）借受ができない行事等

①安全性への配慮を欠き、又は着ぐるみの毀損若しくは汚損のおそれがあると認められる場合

②宗教的行事、政治活動等と認められる場合

③町の信用又は品位を害すると認められる場合

④第三者の利益を害すると認められる場合

⑤法令又は公序良俗に反すると認められる場合

⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が物品等を販売する場合

⑦役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合

⑧その他「ねぎっちょ」のイメージを損なうおそれがある場合など貸出が不適当であると町が認める場合

（５）借受費用　無料

（６）借受期間

原則５日以内。※管理者が必要と認めた場合には、５日以上の貸出も可能です。

（７）借受から返却までの手続き

①受付（先着順）→②仮押さえ→②依頼書提出→③審査→④打合せ→借受→⑤打合せ→⑤返却

①先着順で受け付けます。まず、借受けを希望する方は電話にて、経済環境課に対し借受の適否等を相談のうえ、１週間前までに日程の仮押さえをして下さい。

※この段階では仮押さえであり、下記②及び③を経て正式に貸出決定となります。

②仮押さえ後は、借受ける日の１週間前までに別添「借受依頼書」を経済環境課へ提出願います。

※仮押さえから１週間以内に提出が無い場合は、仮押さえを取り消すことがあります。

③審査の後、借受の可否を電話にて連絡

※審査に１週間程度、お時間をいただくこともあります。

※貸出にあたり、特別な条件を付けることがあります。

※借受ける方が、この手引き若しくは使用マニュアルに違反した場合又は管理者が不適当であ

ると認めた場合には、貸出し可の連絡後又は貸出後であっても貸出を中止します。
④事前に日時を経済環境課と打合せのうえ、役場経済環境課に来庁いただき、借受けて下さい。
⑤返却の際も、事前に日時を経済環境課と打合せのうえ来庁いただき、管理者による点検を受けて下さい。

（８）注意事項

①着ぐるみの使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行って下さい。万が一、事故等が発生した場合、経済環境課（経済環境課長）から要請があった場合は、速やかに利用状況を報告して下さい。
②着ぐるみを借受けた者は、利用上の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合、これに対し全責任を負い、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとします。
③借受けた者の故意又は過失により着ぐるみの滅失、損傷、汚損その他の損害が発生した場合、借受けた者は原状回復又は実費をもってその損害を賠償しなければなりません。
④町の都合による貸出の中止の場合も含め、借受に要した費用及び中止に伴う損害について、町は一切の負担を負いません。
⑤「借受依頼書」記載内容に変更が生じた場合には、至急、連絡のうえ経済環境課の指示を受けて下さい。原則、軽微な場合を除き、借受依頼書を再提出していただきます。なお、記載内容に虚偽のあることが判明した場合には、貸出を中止することがありますのでご注意願います。
⑥貸出は、その行事等や借受けた者について町の推奨を行うものではありません。
⑦ねぎっちょの写真撮影や握手等は無償（商品購入者に限ることも不可）で行ってください。
⑧借受けた着ぐるみを第三者に転貸することは禁止です。
⑨雨雪時の屋外での使用は禁止です。

使用マニュアル　注意事項

■準備

（１）着ぐるみは、身長約１５０～１７０㎝用・約１７０～１８０㎝用があります。
（２）ねぎっちょのイメージを損なわないよう、可愛い動きや仕草をお願いします。
（３）会場の気温などを考慮して、こまめな休憩や水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じて下さい。
（４）視野が狭くなります。着用者及び近づいてきた幼児等の安全確保のため、必ず補助者を付けて下さい。さらに雑踏事故が懸念される場合には、警備員等の配置が必要です。

■着用

（５）脱着の際は、出演場所から見えない場所に更衣室を確保し、関係者以外の目に絶対に触れないよう注意して下さい。
（６）着用の際は、夏季でも素肌が直接触れないよう頭に手ぬぐい等、長袖、長ズボン、手袋、靴下等を必ず着用して下さい。

■着用中

（７）マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は絶対に声を出さないで下さい。ジェスチャー以外でねぎっちょからメッセージを伝える必要がある場合は、補助者等がねぎっちょから耳打ちされる形で代弁して下さい。
（８）幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向くことや走り出すことは避けて下さい。
（９）雨雪時は、屋外での使用を禁止します。
（10）道路交通法違反となりますので、車の荷台に乗らないで下さい。

■使用後

（11）汚れた場合は洗剤を吹きかけ、ぬるま湯などにつけてからよく絞ったタオル等で拭き取って下さい。
（12）屋外で使用した場合は、靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取って下さい。
（13）使用後は除菌消臭スプレーを吹きかけて、風通しのよいところで陰干し、必ず乾燥させてから収納・保管して下さい。誰もが気持ちよく着用できるよう、特に臭いの付着には注意願います。
（14）無理やり狭いところに押し込めたり、上に物を乗せたりしないように注意して下さい。
（15）破損や部品を無くした場合、速やかに経済環境課へ連絡して下さい。